

地震発生時の新潟市指定避難所開設について

去る 6月18日(火)夜に発生した地震に 突如襲ってくる自然災害の脅威と、日頃の備えの重要さを再認識させられました。

地震の揺れに不安を感じ ご自宅からの避難を考えられた方々もおいでになったとの報告をうけております。

新潟市の「避難所運営マニュアル」等によれば **震度5以上を記録、報告があった場合に「新潟市指定避難所」を開設することになっています。** 今回の地震では新潟市は震度4でこの基準に該当しなかったため **地震に対する「避難指示」、「避難所開設」の指示はでませんでした。**

(海岸部や低地では「津波注意報」にもとずき高台等への「避難指示」が出されました。)

このように 新潟市の基準により**震度4以下の地震に際しては 地域生活センターをはじめとする「新潟市指定避難所」は開設されません。**

地震の揺れに不安を感じ、ご自宅からの避難をお考えの場合、**各自治会近くの「集会所」などに一時避難されてはいかがでしょうか。**「集会所」等であれば各自治会長さんのご判断で一時避難にご使用できると思います。

令和 元年 6月 24日

大通コミュニティ自主防災会

大通コミュニティ協議会